

近時雑覧

——京都府下新出紀年銘鏡——

鈴木博司

(一)京都府下での紀年鏡の新出土

ここ十年ほどの間に、京都府北部の古墳の発掘調査で、年号の入

った青銅製の鏡(紀年銘鏡)が一面見付かり、マスコミをにぎわした。

一九六八年秋に、丹波の福知山市の広峯十五号古墳から景初四年銘の斜縁盤龍鏡、一九九四年春には丹後の峯山町と弥栄町の境にある大田南五号古墳から青龍三年銘の方格規矩四神鏡の出土がそれである。

なぜ世間の注目をひいたかというと、青龍三年(二三五)・景初(二三七—二三九年)はともに中国三国時代の国「魏」の明帝の治世の年号。近年古代ブームで喧伝されている「倭の女王・卑弥呼」の遣使修交が景初三年。それで『魏志倭人伝』に言う明帝が卑弥呼に贈つた「銅鏡百枚」のうちの一枚では、という次第である。
ちなみに所謂「卑弥呼の鏡」は既に次の五面が知られていた。

(一)景初三年(二三九)銘画文帶同向式神獸鏡 一面 大阪

府和泉市 和泉黄金塚古墳出土

(二)景初三年銘三角縁同向式神獸鏡 一面 島根県大原郡
加茂町 神原神社古墳出土

(三)正始元年(二四〇)銘三角縁同向式神獸鏡 三面(以下三面
は同型鏡)

群馬県高崎市 柴崎古墳出土 一面

兵庫県豊岡市 森尾古墳出土 一面

山口県新南陽市 竹島古墳出土 一面

また福知山市・広峰十五号古墳の景初四年銘斜縁盤龍鏡の出土が報じられると、これと同じ鏡(同型鏡)が兵庫県西宮市の辰馬考古資料館に一面所蔵されていることを同館が発表した。二面がさらに追加されたのである。辰馬考古資料館のそれは伝宮崎県・持田古墳出土ともいう。

論議をかもした。

景初四年銘鏡については、

(一) 魏の明帝は景初三年一月一日に死去、その年は服喪、翌年一月からは新帝の正始元年である。従つて景初四年は存在せず、魏の王室が景初四年銘など作るはずがない、吳の鏡職が日本に渡つて作った鏡と言つ説。(王仲殊「論日本出土的景初四年銘三角縁盤龍鏡」『考古』一九八七年三月等)

(二) 楽浪・帶方の紀年銘博の西晋武帝時代のものに存在しない年号のものがある。「泰始十一年八月……」(一七五年相当)がそれである。泰始は十年十二月で終り、翌年は一月に咸寧と改元。現に楽浪・帶方の紀年銘博にも「咸寧元年三月造」がある。西晋の直轄植民地においてさえかかる状況が見られる。吳の鏡職は魏の紀年鏡を作つてるので、樂浪・帶方の紀年銘博の例を援用すれば景初四年銘鏡もありうるの説。(近藤喬一「景初四年銘鏡私考」『考古雑誌』73卷3号 一九八八年二月)

その他各説が出たが結論は未だである。

青龍三年銘方格規矩四神鏡について言えば、もともと方格規矩四神鏡の紀年銘鏡は新の王莽の始建國天鳳二年(一五)銘の伝中國逝江省紹興出土鏡(拓本)が知られるのみ、系類でも始建國二年(一〇)銘規矩細線式獸帶鏡(拓本)、魏の景元四年(二六三)銘規矩鏡が既知に過ぎなかつた。そこへ突然紀年銘の方格規矩四神鏡の新資料、しかも魏の年号だったからよけいに注目された。

しかし規矩文のL字形(L字文)の向きが中国製の方格規矩四神鏡の一般とは逆なことで、日本製、いや中国製の一論が出されている。

(二) 青龍三年銘方格規矩四神鏡

この鏡については『京都府埋蔵文化財情報』第五二号で調査者の正式の発表があつた。安田章・横島勝則「大田南5号墳出土方格規矩四神鏡」(図版解説)、原田三寿「正L字文を持つ規矩鏡について」(研究ノート)がそれである。

これによると、同鏡は複波鋸歯文縁方格規矩四神鏡のうち、外区が複波文帯を中心に挟みその内側と外側に鋸歯文帯を配した型式のもので、内区外側に時計廻りの銘帯、内区文様は四神(青龍・白虎・朱雀・玄武)プラス四像の八像、八円座乳、方格内には十二支銘、鈕は円座で四隅に便化した線描の葉形を配したもの。樋口隆康氏『古鏡』(一九七九年 新潮社)の方格規矩四神鏡・E複波鋸歯文縁四神鏡(II式)に属し、直径は一七・四cmで標準型のものである。

安田、横島、原田氏ら調査者は一般の中国製方格規矩四神鏡と異なる点を列挙する。

- (1) 規矩のL字文が正L字である(一般の中国製方格規矩鏡は逆L字)。
- (2) 内区の四神の位置が左右逆である(一般の四神鏡では外側から見てL字文の向つて右にあるが、この鏡では向つて左にある)。
- (3) 鈕孔が長方形である。
- (4) 鈕孔が方格の対角方向に開口。
- (5) 鈕が扁平である。
- (6) 縁の複波鋸歯文帯に外周突線がない。
- (7) 方格規矩の凹部分には線状に削られた跡がある。

(1) 正L字文と複波鋸歯文

原田三寿氏は「正L字文を持つ規矩鏡について」の付表・「正L字文を持つ方格規矩鏡出土遺跡一覧表」で方格規矩四神鏡一四面(中国出土二二面・日本出土二面)・方格規矩鳥文鏡九面(中国出土六面・日本出土三面)・方格規矩渦文鏡一二面(中国出土)、円圏規矩四神鏡二面(中国出土)を挙げ中国に正L字文鏡が出土することを実証している。

また外区文様では鋸歯文十複線波文十鋸歯文の組合せが一三面(内日本出土五例)、その省略形の鋸歯文十複線波文が二面、鋸歯文十鋸歯文が二面(いずれも中国出土)、変形形の鋸歯文三帯のもの三面(中國出土)を加えると計二十面となり、正L字文の約四分の三を複波鋸歯文系が占め、正L字文と複波鋸歯文系とが密接な関係を持つことも明示している。

正L字文で複波鋸歯文系を持つものの出土地分布を見ると河北三、陝西一、江蘇一、浙江一、廣東一、遼寧一、吉林一、日本五である。併しこのうち外周突縁付のものは河北一、遼寧一、日本四で中国東北部と日本に偏在すると言う特異性があると言う。

〔註〕 正L字文鏡は京都国立博物館の守屋孝蔵氏蒐集方格規矩鏡にもあり、図録の33番がそれにある。逆方向の流雲文縁の四神の配置は逆L字文鏡と同じだがT字形に縦棒がなく、十二支も子午を東西に置き酉を北にしている。各像の描写も粗雑、銘も雑で誤字裏字になっている。

亥、青龍は寅、朱雀は巳、白虎は申のところにあり、進行方向は概して逆時計方向を取っている。それで青龍三年鏡と逆L字文鏡を列べて比較すると、青龍三年鏡では四神はいずれもL字形の左、逆L字文鏡では右となる。このことを四神の位置が左右逆になつてゐると言うのである。

ところでいま逆L字文方格規矩四神鏡を手本にして、木板上にそのまま鏡の図柄を写生し、その図柄を浮彫する。この浮彫木板を原版にしてこれにインクなり絵具なりを塗り、紙を当て、紙裏からこすつて刷る。出来た版画では図のように逆L字文は正L字文となり、四神はL字文に対しても手本にした鏡とは逆の位置に表わされている。そして青龍像と白虎像は見かけの上では東西反対の方位に現れいる。十二支銘は逆廻りになつていて、鋸鏡の場合でも写生鋤型ならこれと同じ結果が得られる。

今、原田三寿氏の図1でこの類を探すと附表の6番・8番・9番がこれに該当する。これらの鏡は恐らくこの方法で逆L字文鏡から導き出されたものだろう。8番・9番では内外区の境にある銘帯の銘文が逆時計廻りになつていて、十二支銘も逆時計廻りなことが何よりの証拠である。正L字文の発生はこのあたりにあるのではなかろうか。9番は新・後漢初と言うから正Lの発生は古い時期にあつたのかも知れぬ。

(2) 左右逆の四神位置と四神配置

青龍三年銘方格規矩四神鏡には方格内に十二支の銘が時計廻りに鋤出されており、四神の玄武は十二支の丑・青龍は辰、朱雀は未、白虎は戌のところに進行方向を時計廻りの方にとつて置かれている。一般の方格規矩四神鏡、つまり逆L字文鏡では、玄武は十二支銘の

ところが青龍三年鏡も椿井大塚山古墳の方格規矩四神鏡も、銘文も十二支銘も時計廻りであり、四神も時計廻りである。両鏡とも玄武は丑、朱雀は未、白虎は戌にある。青龍三年鏡では青龍は定位置の辰のところ、椿井大塚山古墳のものは青龍がなく朱雀形の鳥に換つてゐる。両鏡は意図的に逆Lを廃して正Lとしたが、一般の正系

の方格規矩四神鏡の慣習を

踏襲して四神はL形の尾の先へ置いたと考えざるを得ない。正L字文の第二または第三段階系と見るべきだろう。

原田三寿氏は附表の7

番・浙江省嵊縣出土鏡と11

番・小校鏡は正L字文にも関わらず玄武その他の像が

逆時計方向、この二例以外は玄武像が時計廻り方向になつていると総括。

11番・小校鏡は龍・虎とともに逆時計方向、朱雀位の像は胴と頭は見えないが尾は時計方向になびくので逆時計方向と見てよからう。

そうとすると四神は逆L字

文鏡の位置にあり、銘文は逆時計廻り。正L式と逆L式の混合形式となる。

4番・陝西省扶風県揉谷郷出土鏡は玄武のみ逆時計廻りで正L字文系位置、残りの四神は逆L字文鏡の四神位置に配されている。つまり逆時計廻りで見かけの東に白虎、南に朱雀、見かけの西に青龍がある。逆L文式の龍虎すりかえである。十二支銘は逆時計廻り、

銘文も逆時計廻り。混乱形と言える。

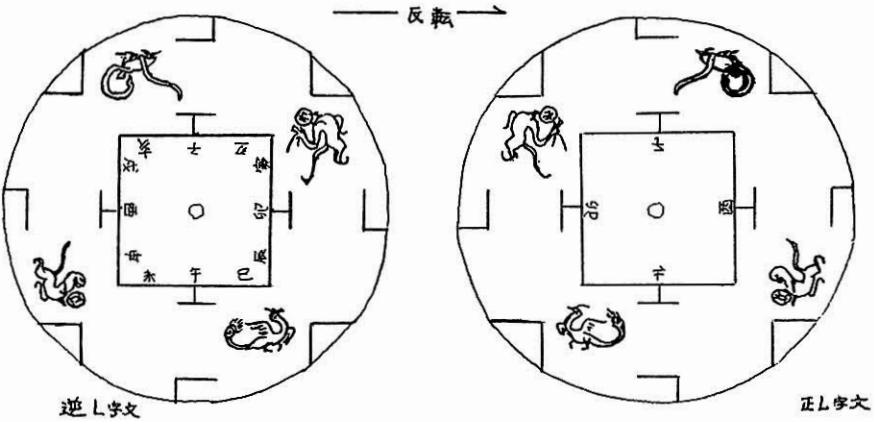
話が横にそれたが青龍三年銘鏡と椿井大塚山鏡の四神像配置を比較しよう。共通点は玄武・朱雀・白虎が同位置同方向であること。相異点は十二支銘の寅卯辰部の像（獸と青龍）を消し、寅部へは亥部の騎獸像を移し、空いた亥部へは巳部の象龍氏（大塚山鏡では杖つき像とも笛吹像とも見える像で表わす）を移し、空いてしまった辰と巳部へは未と申部の朱雀と同形の一対を補つて像配置を完結している。

青龍三年銘鏡の典型式を変形したものが椿井大塚山鏡と言える。このことは縁文の珠点複波文が後出の複線波文になつていている点からも言えよう。

くどいが青龍三年銘鏡は正L字文と言う一系派にありながら旧来の方格規矩鏡の伝統を守る典型主張の古典派であり、片や椿井大塚山鏡は鏡の南半全域を朱雀で埋めつくすと云う新機軸のものである。何か「南の樂園」を連想する。鳥文鏡に通ずるところがあるとも言えるが、鳥文鏡の主流は雛鳥であり、こちらは鳥の王である点、より高次のものと言える。

(3)長方形鉤孔と複波鋸歯文・正L字文

福永伸哉氏は「三角縁神獸鏡の系譜と性格」(『考古学研究』第一四九号 一九九一年)で三角縁神獸鏡特有の要素として、外周突線付複波鋸歯文帯と長方形鉤孔を挙げた。その際三角縁神獸鏡以外でこの二者を合せ持つ鏡を探したところ日本出土の方格規矩鏡では三面(京都府椿井大塚山古墳の四神鏡・熊本県向野田古墳の鳥文鏡・福岡県律古生掛古墳の鳥文鏡)を得た。この三鏡は規矩のL字形が「正L字文」を呈する。そこで外周突線付複波鋸歯文帯と正L字文の規矩を持つ鏡



を中国出土のものに求め、その鏡が長方形鉢孔であれば舶載型三角縁神獸鏡の製造元は中国だと言えると考えた。そして鉢孔の形状は不明だが四面を見出した。原田三寿氏附表の、

- 1 河北省北京大營村 8号晋墓（泰始七年〔二七一〕銘磚使用）の方格規矩四神鏡

- 15 遼寧省遼陽市三道壕 1号墓の方格規矩鳥文鏡
19 羅振玉『古鏡図録』卷中二七の方格規矩鳥文鏡
26 ロイヤルオンタリオ博物館の円圏規矩四神鏡

である。

福永氏はこの15遼寧省遼陽市三道壕 1号墓の方格規矩鳥文鏡の銘文「吾作大鏡真是好、同（銅）出余（徐）州青（清）且明兮」の「同出余州」にも着目、「三道壕鏡に三角縁神獸鏡以外では唯一の「同出余州」銘を見るのもはなはだ示唆的である」（福永氏論文四九頁）と指摘する。この「同（銅）出余（徐）州」銘は大阪府柏原市国分・茶臼山古墳出土の三角縁四神四獸鏡に代表される型式の三角縁四神四獸鏡群に「師出洛陽」と対句をなして見られ、早く富岡謙藏氏による三角縁神獸鏡魏鏡説の論拠になつた句である（富岡謙藏『鏡の研究』三〇七—三〇八頁）。この事から三道壕鏡の铸造者を魏の関係者と考えることが一応可能となる。

福永氏は「三角縁神獸鏡の系譜と性格」の表4「魏の紀年鏡の鉢孔形態」に黄初二年（二二一）から景元四年（二六三）まで二十面をかかげる。このうち黄初年間の八面は鉢孔は円形または半円形を呈する、と。これらは図像のモチーフ、銘文、出土地（湖北省三、伝湖南省一、伝逝江省一）から呉の地域での製作の可能性が高い由。他は九面が長方形鉢孔である。三角縁神獸鏡等日本出土を除くと甘露四

年銘・甘露五年（二六〇）銘の獸首鏡、景元四年銘の規矩鏡がある。

この三面にはみな「右尚方」の銘があり、魏の官営工房の作。福永氏は「魏の官営工房の製作工人の中にも長方形鉢孔の手法を行ふ者が実在していたことを示す事例といえよう」と述べている。

以上で外周突線付複波鋸齒文縁の正L字文方格規矩鏡で長方形鉢孔を持つものが魏の官工房と関連を持つ可能性が推測出来る。ところが新出土の青龍三年銘方格規矩四神鏡の縁文には外周突線がない。この点をどう見るか。

(6) 縁の複波鋸齒文帯に外周突線がない

外周突線のない複波鋸齒文帯を持つ方格規矩四神鏡は逆L字文鏡と同じ筆法で像を描く後漢永平七年（六四）銘細線式獸帶鏡がある。官の工房「尚方」作の銘があり、後漢前期にはこの縁文が官の工房で用いられていたことは確かである。

この獸帶鏡の複波鋸齒文帯も正L字文規矩鏡の複波鋸齒文帯もその複線波文^①は、平行したジグザグ線で構成され、内側線も外側も波頭点、波底点を殆んど完備している。ところが青龍三年銘鏡では外側線は波頭点・波底点があるが、内側線は波頭点はあるが波底点はほとんどに存在しない。つまり青龍三年銘鏡では複線の鋸齒文とでも言うべき底辺のない複線三角形の並列^②から成っている。青龍三年銘鏡と永平三年銘鏡の中間的複線波文は居攝元年（六）銘内行花文鏡

に見られる。青龍三年銘鏡では各波の間に珠点が入る。珠点なしより、より装飾されたものといえる。珠点入りは京都国立博物館刊『守

屋孝蔵蒐集・方格規矩四神鏡図録』の第6鏡が鋸歯文十珠点入複波文十鋸歯文の配列で一番似、この鏡銘は漢有善銅出丹陽、和以(銀錫)鑄(清)且明、左龍右虎掌二二(四)彭、朱爵玄(武)順陰、□と後

漢通有の典型的なものである。次に似るは同図録の第9鏡の珠点入複波文、この鏡は方格内に凍治銅華清而明、以之為鏡宜文章、延年益寿辟不羊(祥)、与天母亟如日光の銘を持つ前漢末の鏡。これらから青龍三年鏡の縁文様は前漢末に発し後漢で完成した伝統をひくものであることが推測される。三角縁神獸鏡的複波鋸歯文が新有善銅出丹陽銘の鏡に発し、後漢永平七年(六四)銘細線式獸帶鏡にあることから考えればこちらの方が後出とすべきだろう。またこれに外周突線を加えて景初三年・正始元年の三角縁神獸鏡の縁文となるのはなかろうか。

(7) 方格規矩のV字形断面溝

安田章・横島勝則両氏は『京都府埋蔵文化財情報』第五二号の図版解説「大田南5号墳出土方格規矩四神鏡」で、「方格文とT・L・V字の凹部分には、線状に削られた跡が明瞭に残る」と指摘された。つまり方格規矩の底部がV字形の谷を呈しているのである。かかる例はかなり見受けられる。京都国立博物館蔵守屋孝蔵氏蒐集方格規矩四神鏡で拾うと図録の21・22・25・26・42・43・44をあげることが出来る。いずれも逆L字文鏡の正統で、22は複波鋸歯文縁、円座乳八箇八像式、十二支銘なし、四葉座鉢。四神は定位置、但し玄武は蛇なしの亀、青龍はVを挟んで象龍氏と対座、朱雀はV挟で一対

対座。銘は作佳意哉真大好、上有仙人不知老、渴次玉泉飢食棗、浮遊天下、で後漢のティピカルな銘文だが文章末尾を省略。

21は流雲文縁、円座乳八、八像式、十二支銘、子葉付四葉座鉢、四神は定位置、青龍はVを挟んで象龍氏と対座、朱雀はV挟で対座する一対。銘は前鏡と同型だが完備。

25は同じく流雲文縁、円座乳八箇八像式、十二支銘、子葉付四葉座鉢。四神は定位置、青龍はVを挟んで対座、朱雀もV挟みの対座一対。銘は典型的な尚方佳竟大母傷、左龍右虎辟不羊、朱鳥玄武順陰陽、子孫備具居中央、長保二親樂富昌、寿如金宜矣王兮と欠落なく完備したハイクラスのもの。

26は25をやや簡略化したもので、方格内に十二支銘を持たず、付加の小像も雛三箇に減る。銘文も末尾の句を削って短くしている。方格規矩のV字谷形の削りは白虎・玄武の「T」の脚と青龍の「T」には施されていない。このことから方格や規矩の削りは、ことさら光らせるためか、あるいは不出来を修整した痕と解すべきかもしれない。

42・43は唐草文縁、連弧文座乳八箇八像式、四神定位置、青龍・象龍氏V挟み対座、朱雀V挟み対座一対、十二支銘、璧形座鉢。

44も唐草文縁、前二鏡と異なる処は円座乳・円座鉢なことのみ。以上の様にV字形断面溝はすぐれた整美なものに見られる点、丸底式、平底式などと並び尖底式とでもして一様式と見做すべき要素ではないか。

いずれにしても確かな魏の年号を持つ方格規矩四神鏡が出土し、その時点にこの型式が実存したことが示されたことは、鏡の理解に大きな光を与えたとすべきである。

例『守屋孝藏蒐集方格規矩四神鏡圖錄』京都國立博物館（以下略稱『守
屋四神鏡』）1・3・22・48
前掲書2・6・9・11 い・す・れ・も・逆L字文鏡
8・12 い・す・れ・も・逆L字文鏡